

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第一号）

改正案	現行
（員外利用の範囲） 第六条 法第十条第十七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。 一 法第十条第六項第三号 次に掲げる施設 イ 法第十条第六項第八号に掲げる事業に付随して行う債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。） ロ 国税若しくは地方税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証 ハ 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け ニ 次に掲げる組合にあつては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。） (1) 農業協同組合連合会 (2) 法第七十条第一項の規定により農業協同組合連合会の権利	（員外利用の範囲） 第六条 法第十条第十七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。 一 法第十条第六項第八号に掲げる事業に付随して行う債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。） 二 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証 三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け 四 次に掲げる組合にあつては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。） イ 農業協同組合連合会 ロ 法第七十条第一項の規定により農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合（法第十条第一項第三号の事業を行

義務を承継した農業協同組合（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の会員である場合を除く。第十七条第一項第一号及び第四号において同じ。）

- (3) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会（再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。第十七条第一項第一号及び第四号において同じ。）の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合当該組合に対する貯金又は定期積金（以下「貯金等」という。）の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（イからニまでのいずれかに該当するものを除く。）

- 二 法第十条第六項第四号 農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付け

- 三 法第十条第七項第五号及び第六号 次に掲げる施設（農業協同組合にあつては、イ及びロに掲げるものに限る。）

- イ 地方公共団体（当該組合の地区の全部又は一部がその区域内にあるものに限る。）の発行する地方債の募集又は管理の受託
ロ 法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人の発行する債券の募集又は管理の受託
ハ 当該農業協同組合連合会の法第十条第一項第二号に規定する

う農業協同組合連合会の会員である場合を除く。第十七条第一項第一号及び同項第四号において同じ。）

- ハ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会（再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。第十七条第一項第一号及び同項第四号において同じ。）の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
五 当該組合に対する貯金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）

- 2 法第十条第十七項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。

- 3 法第十条第十七項の主務省令で定める社債等（法第十条第七項第五号に規定する地方債又は社債その他の債券をいう。以下同じ。）の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業は、次に掲げるもの（農業協同組合にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。

- 一 地方公共団体（当該組合の地区の全部又は一部がその区域内に

施設を利用できる者の発行する債券の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業

四 法第十条第二十三項各号 当該農業協同組合連合会の会員である農業協同組合の組合員と同一の世帯に属する者に対する当該各号に掲げる施設

(リース契約の要件)

第六条の四 法第十条第二十三項第一号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2 法第十条第二十三項第一号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

(特定貯金等)

第十条の四 法第十一条の二の四の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貯金者等（法第十一条の三第一項に規定する貯金者等をいう。

あるものに限る。）の発行する地方債の募集又は管理の受託

二 法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができ法人の発行する債券の募集又は管理の受託

三 当該農業協同組合連合会の法第十条第一項第二号に規定する施設を利用できる者の発行する債券の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業

(新設)

(特定貯金等)

第十条の四 法第十一条の二の四の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貯金者等（法第十一条の三第一項に規定する貯金者等をいう。

以下同じ。)が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる貯金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの 二・三 (略) (同一一人に対する信用の供与等) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 令第一条の十第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一五 (略) 六 貸借対照表のリース投資資産勘定(農業協同組合にあつては、信用事業資産に区分されるものに限る。)に計上されるもの(法第十条第二十三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。) 5 (略)	以下同じ。)が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの 二・三 (略) (同一一人に対する信用の供与等) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 令第一条の十第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一五 (略) (新設) 5 (略)
---	---

（従属業務等）

第三十五条 （略）

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一（二）（略）

三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

四（十一）（略）

十二 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（従属業務等）

第三十五条 （略）

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一（二）（略）

三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

四（十一）（略）

十二 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価と

(削る) 十三～三十一 (略) 3 ～ 7 (略)	して受領することを内容とするものであること。 ハ、使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。 十三～三十一 (略) 3 ～ 7 (略)
--	--

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）
農林水産省

改正案	現行
（リース契約の要件） 第二条 法第八十七条第三項第一号イ及び第九十七条第二項第一号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（法第八十七条第三項第一号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 2 法第八十七条第三項第一号ロ及び第九十七条第二項第一号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。 （員外利用の範囲） 第三条 法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（	第二条 削除 （員外利用の範囲） 第三条 法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。 一 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号又は第九十七条第三項第七号に掲げる事業に付随して行ふ債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるもの

以下「組合」という。)の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業

二 法第十一条第三項第三号、第八十七条第四項第三号、第九十三条第二項第三号又は第九十七条第三項第三号 次に掲げる事業

イ 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号又は第九十七条第三項第七号に掲げる事業に付随して行う債務の保証(農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。)

ロ 国税若しくは地方税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証

ハ 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

ニ 連合会又は次に掲げる組合にあつては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証(農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。)

(1) 法第九十一条の二第一項(法第百条第五項において準用する場合を含む。第十五条第一項第一号又及び第四号において同じ。)の規定により連合会の権利義務を承継した組合(法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会の会員である場合を除く。第十五条第一項第一号又及び第四号において同じ。)

に限る。)

二 国税若しくは地方税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証

三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

四 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」という。又は次に掲げる漁業協同組合及び水産加工業協同組合(以下「組合」という。)にあつては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証(農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。)

イ 法第九十一条の二第一項(法第百条第五項において準用する場合を含む。第十五条第一項第一号又及び第四号において同じ。)の規定により連合会の権利義務を承継した組合(法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会の会員である場合を除く。第十五条第一項第一号又及び第四号において同じ。)

ロ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。)第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合

(2) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業

の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用連合会（再編強化法第二条第一項第四号に規定する信用漁業協同組合連合会及び同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会をいう。第十五条第一項第一号及び第四号において同じ。）の地区の全部又は一部を地区とする組合

ホ 当該組合又は当該連合会に対する貯金又は定期積金（以下「貯金等」という。）の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（イからニまでのいずれかに該当するものを除く。）

三 法第十一条第三項第四号、第八十七条第四項第四号、第九十三条第二項第四号又は第九十七条第三項第四号 農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付け

（特定貯金等）

第七条の五 法第十一条の九（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貯金者等（法第十一条の十第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他

五 当該組合又は当該連合会に対する貯金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）

2 法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。

（特定貯金等）

第七条の五 法第十一条の九（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貯金者等（法第十一条の十第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他

これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる貯金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの	二・三（略）	（同一人に対する信用の供与等）	第十四条（略）	2・3（略）	4 令第十条第五項第四号（同条第十一項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一〇五（略）	六 貸借対照表のリース投資資産勘定（組合にあつては、信用事業資産に区分されるものに限る。）に計上されるもの（法第八十七条第三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）	5（略）
これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの	二・三（略）	（同一人に対する信用の供与等）	第十四条（略）	2・3（略）	4 令第十条第五項第四号（同条第十一項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一〇五（略）	（新設）	5（略）

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ ーリ (略)

又 組合から連合会、法第九十一条の二第一項の規定により連合会の権利義務を承継した組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。)の額

二・三 (略)

四 前条第三項に規定するものうち、組合から連合会、法第九十

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ ーリ (略)

又 組合から連合会、法第九十一条の二第一項の規定により連合会の権利義務を承継した組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。)の額

二・三 (略)

四 前条第三項に規定するものうち、組合から連合会、法第九十

一条の二第二項の規定により連合会の権利義務を承継した組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への出資の額

五〇七 (略)

2・3 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。)とする。

一〇二 (略)

三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

一条の二第二項の規定により連合会の権利義務を承継した組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への出資の額

五〇七 (略)

2・3 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。)とする。

一〇二 (略)

三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。)

四〇四の六 (略)

五 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

(削る)

(削る)

(削る)

六〇十五 (略)

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一〇三 (略)

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二

四〇四の六 (略)

五 機械類その他の物品又は物件（以下この号及び次項において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号及び次項において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号及び次項において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

六〇十五 (略)

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一〇三 (略)

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二

号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を<u>全て</u>満たす場合に限る。） 三の三〇九（略） 十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。） （削る） （削る） （削る） 十一〇二十八（略）	号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を<u>すべて</u>満たす場合に限る。） 三の三〇九（略） 十 リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。） イ リース物品等の使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。 ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。 ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。 十一〇二十八（略）
--	---

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省^{府令}第十六号）

改正案	現行
(付随業務) 第五十八条 (略) 2・4 (略) 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。） イ (略) ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの (1)・(2) (略) 二・三 (略) 6・7 (略) 8 法第五十四条第四項第二十号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手	(付随業務) 第五十八条 (略) 2・4 (略) 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。） イ (略) ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの (1)・(2) (略) 二・三 (略) 6・7 (略) (新設)

方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 9 法第五十四条第四項第二十号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。	(新設)
(同一人に対する信用の供与等) 第七十二条 (略)	(同一人に対する信用の供与等) 第七十二条 (略)
2・3 (略) 4 令第七条第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	2・3 (略) 4 令第七条第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一五 (略) 六 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの (法第五十四条第四項第二十号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)	一五 (略) (新設)
(従属業務等) 第九十七条 (略) 2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務 (農林中央金庫のために行う場合を含む。) とする。	(従属業務等) 第九十七条 (略) 2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務 (農林中央金庫のために行う場合を含む。) とする。
一七 (略) 八 法第五十四条第四項に掲げる業務 (同項第十号、第十号の二及	一七 (略) 八 法第五十四条第四項に掲げる業務 (同項第十号及び第十号の二

び第二十号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

十 十八 （略）

十九 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

十 十八 （略）

十九 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

3
～
7
(略)
二十～三十九
(略)

3
～
7
(略)
二十～三十九
(略)

附 則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。